



町指定有形文化財

古宿観音堂

埜町指定 昭和51年2月12日

所在地 大字伊香字古宿213

平安初期に編さんされた『日本後紀』の弘仁2年(811)4月条に「高野」の駅が設置されたと記されている。この「高野」は、伊香辺に比定されている(福島県史)。都から陸奥国府(宮城県多賀城市)へ通じた、古代の国道が設置され、中央の文化が、陸奥国に入る接点にあったのである。

この観音堂は、一面が4.85メートルの入母屋造りで、十一面観音を本尊とし、天井には寛保2年(1742)狩野益信の筆になる、墨絵の龍が描かれている。

『埜町の民話と伝説』によると、この地にい

た「朝日長者」が、この屋敷を宿とした旅人を殺しては、金銀を奪ったことから大罰があたり、次々と子供が死んでしまった。そこで長者夫婦は、諸国修行に出て、高僧から、御堂を建て供養することを教えられ、帰郷するや一夜のうちに御堂を建てて、朝日さし夕日さす樹の下に、漆千杯、朱千杯、黄金千杯を埋めて供養したと言い伝えのある御堂である。